

○新潟市重度心身障がい者福祉手当の支給に関する規則

昭和51年5月28日

規則第29号

改正 昭和52年8月23日規則第42号

昭和52年11月7日規則第53号

昭和56年7月10日規則第45号

昭和56年10月30日規則第61号

昭和61年3月31日規則第10号

平成11年3月31日規則第17号

平成15年8月1日規則第47号

平成19年3月30日規則第121号

(題名改称)

平成20年3月27日規則第50号

平成23年12月21日規則第81号

平成24年3月16日規則第19号

平成26年9月22日規則第90号

平成27年12月25日規則第90号

注 平成11年3月から改正経過を注記した。

(この規則の目的)

第1条 この規則は、重度心身障がい者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、重度心身障がいの福祉の増進を図ることを目的とする。

(平19規則121・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいの程度が1級又は2級である者として記載されている者
- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定により重度の知的障がい者とされた者

(平11規則17・平15規則47・平19規則121・一部改正)

(支給要件)

第2条の2 市長は、本市に住所を有する重度心身障がい者に対し、手当を支給する。ただ

し、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 障がい支給事由とする給付で別表第1に定めるものを受けられることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- (2) 別表第2に定める施設に入所しているとき。

(平19規則121・平23規則81・一部改正)

(手当額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、2,000円とする。

(平15規則47・全改)

(認定の請求等)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、新潟市重度心身障がい者福祉手当認定請求書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、受給資格について市長に認定の請求をしなければならない。

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳
- (2) 新潟市重度心身障がい者福祉手当世帯・所得状況届(別記第2号様式)
- (3) 所得証明書
- (4) 住民票謄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、同項の請求書に添えて提出する所得証明書及び住民票謄本により明らかにすべき事項について市長が公簿等により確認を行うことに同意した手当の支給を受けようとする者は、所得証明書及び住民票謄本の提出を省略することができる。

3 市長は、認定の請求があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格の認定をした者(以下「受給資格者」という。)に、文書でその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の場合において、第6条又は第7条の規定により手当を支給しないときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知するものとする。

5 市長は、認定の請求があつた場合において、受給資格がないと認めたときは、請求者に、文書でその旨を通知するものとする。

(平15規則47・平19規則121・平23規則81・一部改正)

(手当の支給期間及び支払期月)

第5条 手当の支給は、前条の規定により受給資格の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき理由が消滅した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただ

し、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき理由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うことができる。

(支払の制限)

第6条 手当は、受給資格者の前年の所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等の収入額が、前年中に継続して国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する障害基礎年金の受給権者であつた者が同年中に同法第33条第1項の規定に基づき支給された障害基礎年金の合計額から24,000円を差し引いた額以上である場合又は受給資格者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されている者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))を除く。以下「市町村民税課税者」という。)である場合は、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

(平15規則47・全改)

第7条 手当は、受給資格者と同居する受給資格者の配偶者又は受給資格者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものが、市町村民税課税者である場合は、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

(平15規則47・全改)

第8条 前2条の規定は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付を受けている者には適用しない。

(平15規則47・全改、平20規則50・平26規則90・一部改正)

第9条 手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第14条の規定による市長の求めに応じない場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

(受給資格の認定の取消等)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がある場合は、受給資格の認定を取り消し、すでに支払つた手当を返還させることができる。

(届出等)

第11条 受給資格者は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかに当該各号に掲げる届書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合 変更前及び変更後の氏名又は住所を記載した届書

(2) 振込金融機関又は口座番号を変更した場合 変更前及び変更後の振込金融機関又は口座番号を記載した届書

(3) 第2条の2に定める支給要件に該当しなくなつた場合 支給要件に該当しなくなつた年月日及びその理由を記載した届書

2 受給資格者が死亡した場合は、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、当該受給資格者の氏名及び死亡した年月日を記載した届書にその死亡を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

3 市長は、受給資格者の受給資格が消滅したときは、その者(その者が死亡した場合にあつては、前項に規定する死亡の届出義務者とする。)に、文書でその旨を通知するものとする。

第12条 受給資格者は、毎年6月11日から7月10日までの間に、新潟市重度心身障がい者福祉手当現況届(別記第3号様式。以下「現況届」という。)に所得証明書及び住民票謄本を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、現況届に添えて提出する書類により明らかにすべき事項のうち公簿等により確認できるものについて市長がその確認を行うことに同意した受給資格者は、当該確認できる事項を明らかにするために必要な書類の提出を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定により提出された現況届を受理した場合において、第6条又は第7条の規定により手当を支給しないときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知するものとする。

(平15規則47・平19規則121・一部改正)

(添付書類等及び届書の省略)

第13条 市長は、この規則の規定により請求書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類等又は届書の提出を省略させることができる。

(書類の提出等)

第14条 市長は、手当の受給に関して必要があると認める場合は、受給資格者に対して、必要な書類その他の物件の提出を求め、又は必要な質問をすることができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年5月1日から適用する。

附 則(昭和52年規則第42号)

この規則は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則(昭和52年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年11月1日から適用する。

附 則(昭和56年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟市重度心身障害者福祉手当の支給に関する規則の規定は、昭和56年8月以後の月分の重度心身障害者福祉手当から適用する。

附 則(昭和61年規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和61年4月分の重度心身障害者福祉手当については、この規則による改正後の新潟市重度心身障害者福祉手当の支給に関する規則第5条第2項の規定にかかわらず、同年8月に支払うものとする。
- 3 昭和61年3月以前の月分のこの規則による改正前の新潟市重度心身障害者福祉手当の支給に関する規則による重度心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成11年規則第17号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年7月以前の月分の改正前の新潟市重度心身障害者福祉手当の支給に関する規則による重度心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成19年規則第121号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第50号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第19号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第90号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第90号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第2条の2関係)

(平15規則47・平23規則81・一部改正)

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第11条各号(第14号を除く。)に掲げる給付で障害を支給事由とするもの(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第323号)附則第5条第1項において同令附則第3条第1号に掲げる給付に該当しないものとみなすものを除く。)
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく介護手当
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づく特別障害者手当若しくは障害児福祉手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定により支給される同法第7条の規定による改正前の法に基づく福祉手当

別表第2(第2条の2関係)

(平24規則19・一部改正)

- (1) 法第17条第2号に規定する障害児入所施設その他これに類する施設
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

		市単																
		※受付 年 月 日																
新潟市重度心身障がい者福祉手当認定請求書																		
認定を受けようとする者	(ふりがな)																	
	1 氏 名	個人番号()	印															
	2 生 年 月 日	年 月 日	満 歳															
3 住 所	新潟市	電話番号																
他制度の適用状況	4 特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給状況	<input type="checkbox"/> 受給している <input type="checkbox"/> 支給停止されている <input type="checkbox"/> 申請中(予定) <input type="checkbox"/> 受給していない	→ <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年金等の種類</td> <td>裁定</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>証書記号番号</td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給開始</td> <td></td> <td>年 月</td> </tr> </table>	年金等の種類	裁定	年 月 日	()			証書記号番号		()	()			支給開始		年 月
	年金等の種類	裁定	年 月 日															
()																		
証書記号番号		()																
()																		
支給開始		年 月																
5 身体障害者及び療育手帳の所有状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/>あり (番号() 等級(級) 障がい名() 交付年月日()) </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>申請中 </td> </tr> </table>	身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> あり (番号() 等級(級) 障がい名() 交付年月日())	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 療育手帳 <input type="checkbox"/>あり (番号() 等級 A・B 交付年月日) </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>申請中 </td> </tr> </table>		療育手帳 <input type="checkbox"/> あり (番号() 等級 A・B 交付年月日)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中											
身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> あり (番号() 等級(級) 障がい名() 交付年月日())	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中																	
療育手帳 <input type="checkbox"/> あり (番号() 等級 A・B 交付年月日)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中																	
6 施設への入所状況	<input type="checkbox"/> 入所している() <input type="checkbox"/> 入所していない																	
7 振込希望金融機関(受給資格者名義)	銀行	支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号															
8 その他																		
関係書類を添えて、新潟市重度心身障がい者福祉手当の受給資格の認定を請求します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 氏名 印 (あて先)新潟市長																		
※添付書類	新潟市重度心身障がい者福祉手当世帯・所得状況届その他()																	
※認定却下	認定番号 号 年 月 日 (支給開始 年 月)	号 該 当																
注 1 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 2 字はかい書ではつきり書いてください。 3 ※印欄は記入しないでください。																		

(裏)

注 意

(1) 4 の欄は、特別児童扶養手当、障害基礎年金等外の制度による障害を支給事由とする年金等の受給状況について、該当するものの□にレ印をつけてください。

なお、「受給している」、「支給停止されている」又は「申請中」に該当するときは、()内に具体的に記入してください。

(2) 5 の欄は、身体障害者手帳等の所持の有無について、該当するものの□にレ印をつけてください。

なお、手帳を持っているときは、()内にその内容を記入してください。

(3) 6 の欄は、障害児入所施設、障害者支援施設、特別養護老人ホーム等の施設に入所しているかどうかについて、該当するものの□にレ印をつけてください。

なお、入所しているときは、()内に施設の種別を記入してください。

(4) 8 の欄は、住所地を変更したために新たに受給資格の認定を請求する場合において、変更前の住所を記入してください。

別記第2号様式(第4条関係)

新潟市重度心身障がい者福祉手当世帯・所得状況届

(あて先)新潟市長

下記のとおり届け出ます。

受給資格の認定に際し世帯及び課税の状況について、市長が公簿等により確認することに同意します。

年 月 日

1 受給資格者	氏名 個人番号()	印	住所
	課税年金収入額		課税状況
2 同一生計人	氏名 個人番号()	印	1との続柄 課税状況
	氏名 個人番号()	印	1との続柄 課税状況
	氏名 個人番号()	印	1との続柄 課税状況
	氏名 個人番号()	印	1との続柄 課税状況
	氏名 個人番号()	印	1との続柄 課税状況
審 査			

注1 太線内のみ記入してください。

2 同意(押印)しない場合は、住民票謄本及び所得証明書が必要となります。

3 受給資格者と同じ居し、かつ、生計を同一にしている受給資格者の配偶者及び扶養義務者を記入してください。

別記第3号様式(第12条関係)

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受給者番号</td> <td style="width: 150px; height: 15px;"></td> </tr> </table>		受給者番号					
受給者番号							
新潟市重度心身障がい者福祉手当現況届							
(あて先)新潟市長	届出人 住所 新潟市 区 年 月 日 氏名 (受給資格者との続柄) 電話番号						
下記のとおり受給資格者の現況を届け出ます。							
受給資格者	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">印</td> <td style="width: 60%;">住所 新潟市 区</td> </tr> </table>	氏名	印	住所 新潟市 区			
氏名	印	住所 新潟市 区					
受給資格者について該当するものに○印を付け、()内に必要な事項を記入してください。 ・ 障がいを理由とする年金等を受給して いる いない ・ 施設に入所して いる(施設名) いない							
同意書							
私 は、新潟市重度心身障がい者福祉手当の支給のために住民基本台帳及び課税状況について市長が公簿等により確認することに同意します。							
1 受給資格者	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">印</td> <td style="width: 30%;">本人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">個人番号()</td> </tr> </table>	氏名	印	本人	個人番号()		
氏名	印	本人					
個人番号()							
上記受給資格者の新潟市重度心身障がい者福祉手当の支給のために必要があるときは、私の住民基本台帳及び課税状況について市長が公簿等により確認することに同意します。							
2 同 一 生 計 人	氏名	印	続柄	氏名	印	続柄	
	個人番号()			個人番号()			
	氏名	印	続柄	氏名	印	続柄	
	個人番号()			個人番号()			
氏名	印	続柄	氏名	印	続柄		
個人番号()			個人番号()				
※ 同意がない場合は、住民票謄本及び所得証明書が必要となります。 ※ 受給資格者と同居し、かつ、生計を同一にしている受給資格者の配偶者及び扶養義務者を記入してください。							

別記第1号様式(第4条関係)

(平11規則17・全改, 平15規則47・平19規則121・平23規則81・平24規則19・平27規則90・一部改正)

別記第2号様式(第4条関係)

(平15規則47・全改, 平19規則121・平23規則81・平27規則90・一部改正)

別記第3号様式(第12条関係)

(平23規則81・全改, 平27規則90・一部改正)